（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十四号ホ中「既に輸出した」を削り、「限る。）の」の下に「輸出に付随する」を加え、「性能、」を「性能若しくは」に、「機能、」を「機能若しくは」に改め、同号ヘ中「既に提供した」を削り、「（令別表」を「（同表」に改め、「限る。）の」の下に「提供に付随する」を加え、「当該提供したプログラム」を「当該提供に係るプログラム」に、「当該提供プログラム」を「当該提供に係るプログラム」に、「性能、」を「性能若しくは」に、「機能、」を「機能若しくは」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年九月十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。